

自然公園を利用 される方々へ

自然公園の各種規制と
マナーを踏まえた利用
をお願いします。



鳥取県生活環境部 公園自然課

自然公園の保護

自然公園では、優れた風景やそこに生育する動植物を保護するために規制が定められています。
規制される区域には、特別保護地区、特別地域、普通地域があり、それぞれ規制される内容が違います。

自然公園で規制されている主な行為

特別保護地区

下記の行為を行う場合は、環境大臣または
県知事の **許可** が必要です。

- すべての動物の捕獲・殺傷（卵を含む）
- すべての植物の採取・損傷（落ち葉や種を含む）
- 工作物の設置（テントなどの仮設物も含む）
- 木竹の伐採
- 土や石の持ち帰り
- 看板、張り紙などの広告物の表示
- 植物の植栽や種をまくこと
- たき火、火入れ
- 引綱を付けずにペットを連れて入ること
- 自転車等の乗り入れ… など

特別地域

下記の行為を行う場合は、環境大臣または
県知事の **許可** が必要です。

- 環境大臣が指定する動植物（指定種）の捕獲・採取
- 工作物の設置（テントなどの仮設物も含む）
- 木竹の伐採
- 土や石の持ち帰り
- 看板、張り紙などの広告物の表示 … など

普通地域

下記の行為を行う場合は、環境大臣または
県知事への **届出** が必要です。

- 工作物の設置（高さ13m以上の建物など）
- 土や石の持ち帰り
- 看板、張り紙などの広告物の表示 … など

国立公園、国定公園の特別地域内で 捕獲・採取が規制されている動植物

鳥取県内の国立公園・国定公園の特別地域では、植物309種、動物1種の捕獲・採取が規制されています。
（県立自然公園では指定種はありません。）
※公園区域ごとに指定が行われていますので、指定種の詳細はとりネット公園自然課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47849>

【主な指定種】

●植物

ミズゴケ、コタニワタリ、オシャグジデンダ、ミスミソウ、トキワイカリソウ、イワカガミ、ギンリョウソウ、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、クシバタンポポ、シライトソウ、ショウジョウバカマ、ササユリ、コオニユリ、エンレイソウ、ダイセンズゲ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン、オオパントンボソウ… など

●動物

ウスイロヒョウモン
モドキ



日本国内全域で捕獲・採取が規制 されている動植物

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により、希少野生動植物（動物54種、植物19種）の採取等が禁止されています。

【主な指定動物】

オオタカ、オオワシ、ハヤブサ、ヤイロチョウなど
※指定状況の詳細はとりネット公園自然課ホームページをご覧ください。

鳥取県内全域で捕獲・採取が規制 されている動植物

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例により、動物8種、植物33種の採取等が禁止されています。

●動物 8種

クマタカ、イヌワシ、コアジサシ、ブッポウソウ、アカヒレタビラ、コガタノゲンゴロウ、ウスイロヒョウモンモドキ、カラスガイ

●植物 33種

スギラン、タキミシダ、オオエゾデンダ、エゾカワラナデシコ、オキナグサ、オオシラヒゲソウ、ノウゴウイチゴ、イワガサ、コキンバイ、ゴゼンタチバナ、コケモモ、サクラソウ、シシンラン、イワギリソウ、イワギク、ヒゴタイ、ヒメイバラモ、ギョウジャニンニク、ツバメオモト、ハナゼキショウ、タマガワホトトギス、ヒナラン、キエビネ、ユウシュンラン、ササバギンラン、トケンラン、クマガイソウ、セッコク、ノビネチドリ、サギソウ、ヨウラ克蘭、ウチョウラン、カヤラン

自然公園におけるマナー

- ◎むやみに歩道からはずれ植物を傷つけることはやめましょう
- ◎ゴミは捨てずに持ち帰りましょう
- ◎休憩舎、展望台、公衆便所などの施設は大切に使いましょう
- ◎たき火をするのはやめましょう
- ◎ペットと一緒に場合は引綱を付け、フンの処理など責任を持ちましょう

◇自然公園についての問い合わせ先◇

- 鳥取県東部総合事務所 生活環境局生活安全課
電話0857-20-3675
- 鳥取県中部総合事務所 生活環境局生活安全課
電話0858-23-3276
- 鳥取県西部総合事務所 生活環境局生活安全課
電話0857-31-9320
- 鳥取県日野総合事務所 県民局県民課
電話0859-72-2086
- 鳥取県生活環境部 公園自然課
電話0859-26-7209
- 環境省中国四国地方環境事務所
米子自然環境事務所
電話0859-34-9331

歩道（特に登山道）を利用される際は、安全に十分注意してください。

